

令和8年度田原市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援制度）実施事業者 募集要項

1 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）が新たに創設され、令和8年度より全国の自治体で実施することとされている。

本募集要項は、実施事業者を公募するにあたり必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

(1) 事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する。

(2) 事業開始日

令和8年4月1日

(3) 事業実施施設

保育所、認定こども園 等

3 応募要件

- (1) 応募時点において、田原市内で保育所、認定こども園、認可外保育施設等を運営する者。
- (2) 田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）、本要項その他関連法令等に従い、行政機関や関係者と連携協力して適切な運営が能够すること。
- (3) 役員、理事又は営業所等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (5) 財務内容が不適切ではなく、その他事業を適正に履行する見込みがあること。

4 事業内容

(1) 対象となる子ども

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満の子ども（利用日時点を基準とする。）

(2) 実施方法

本事業の実施方法は、次のとおりとする。

- ① 一般型（在園児合同）：専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法
- ② 一般型（専用室独立実施）：専任職員を配置し、専用室で預かる方法
- ③ 余裕活用型：定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法

※ただし、余裕活用型での事業実施は、保育園、認定こども園のみ可能とする。

(3) 利用方法

- ・ 「こども一人あたり月10時間」の利用を限度とし、時間単位で実施するもの。
- ・ 利用にあたっては「定期利用」もしくは「柔軟利用」を設定し、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用乳幼児の受け入れをすること。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であると本市が判断した場合には、この限りではない。

定期利用：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

柔軟利用：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

- ・ 国が基盤整備するシステム（総合支援システム）により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行う。

(4) 事業実施時間等

事業実施日及び事業実施時間は事業者において定めることとする。

(6) 利用料金

- ・ 「一人1時間あたり300円」を基本とし、事業者が利用料金を定め、施設で徴収する。
- ・ 生活保護世帯、非課税世帯等は次のとおり利用料の減免を行う。

項目	金額
生活保護世帯	1時間 300円
市町村民税非課税世帯	1時間 240円
市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	1時間 200円
要支援・要保護家庭	1時間 200円

- ・ 利用料金に加えて、食事の提供に要する費用等の実費徴収額については、保護者同意の上、事業者が定め、施設で徴収する。

※ 国より利用料金の在り方について示された場合は、変更する場合がある。

(7) 指導計画

集団における児童の育ちに着目した指導計画を作成し、日々の保育の状況を記録すること。

(8) 障がい児、医療的ケア児、配慮が必要な児童受け入れ

受け入れにあたっては、保護者が当該事業を円滑に利用できるような受け入れ体制の整備に努めること。配慮が必要であると確認した児童については、本市に報告

するとともに、関係機関との連携に努めること。

※ 本項目の実施については、加算適用のため、事前に協議すること。

5 単価及び加算

【令和8年度単価分】

年度当初の年齢	単価
0歳児	1,700円
1歳児	1,400円
2歳児	1,400円

【令和8年度加算分】

対象	加算額
障がい児	600円
要支援家庭の子ども	600円
医療的ケア児	2,500円

6 応募方法

応募を行う事業者は、以下のとおり応募書類の提出を行うものとする。

(1) 提出書類 (★ : 余裕活用型は、保育所等の認可書類と重複する場合に省略可)

- ① 乳児等通園支援事業認可申請書 (様式第1号)
- ② 事業計画書 (様式第2号)
- ③ 施設全体の付近見取り図、配置図、平面図及び立面図 (任意様式)
- ④ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面★
 - ※ 各部屋の用途や面積等を明示したもの
- ⑤ 土地及び建物の登記簿謄本★
- ⑥ 賃貸契約書の写し (不動産の貸与を受ける場合のみ提出)
- ⑦ 建物の建築確認検査済証の写し (当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)
- ⑧ 誓約書 (兼役員等名簿)
- ⑨ 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約 (法人の場合)
 - ※ 乳児等通園支援事業を事業目的に記載していること。
- ⑩ 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (法人の場合) ★
 - ※ 申請日から3か月以内に発行されたもの
- ⑪ 預金残高証明書 (社会福祉法人及び学校法人以外の場合) ★
- ⑫ 運営規程
- ⑬ 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴を明らかにする書類、福祉の実務に当たる幹部職員の資格証 (保育士等) の写し
- ⑭ 収支予算書
- ⑮ 借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産 (有形固定資産) の明細書 (企業会計の基準による会計処理を行っている場合)
- ⑯ 直近3年間の決算書類 (社会福祉法人及び学校法人以外の場合)
- ⑰ 借入金返済 (償還) 計画書 (事業に関し、借入れ等を行っている場合に提出)
- ⑱ 事業に従事する職員の履歴書、保育士資格を証する書類★

(2) 提出期限

令和8年1月20日（火）午後5時

(3) 問合せ・提出場所

田原市こども健康部子育て支援課

住 所：〒441-3492 田原市田原町南番場 30-1

電 話：0531-23-3513

電子メール：jidou@city.tahara.aichi.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出

あわせて、上記のメールアドレス宛てにデータを提出する。

7 スケジュール

内 容	時 期
募集開始	令和8年1月 5日（月）
募集締切	令和8年1月20日（火）
田原市子ども・子育て会議での意見聴取	令和8年2月
認可	令和8年2月
事業開始	令和8年4月1日（水）

8 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、募集要項で定めるもののほか、関係法令を遵守し、こども家庭庁の「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」に沿って行うこと。
- (2) 本事業実施予定の施設において、現地確認を実施する可能性がある。
- (3) 市は、必要に応じて関係機関（官公庁、金融機関等）に問い合わせることがある。
- (4) 本募集及び実施準備に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 実施事業者確定後であっても、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消すことがある。
- (8) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとする。